

# 宗教法人善光寺海外留学僧派遣育英会細則

## 第一章 総 則

(名 称)

第一条 この会は、宗教法人善光寺海外留学僧派遣育

英会という。

(事 務 所)

第二条 この会は、事務所を横浜市港南区日野町一六

○四宗教法人善光寺内におく。

## 第二章 目的及事業

(目 的)

第三条 この会は、大学卒業相当以上の学力を有し、

佛教を修学する者のうち、学業操作とともに優秀

にして身心堅固なものを海外に派遣し、佛教の

興隆、国家社会の進運に寄与し得る有為な人材

を育成することを目的とする。

3. 理事は、次の各号により選任する。

(事 業)

第四条 この会は、前条の目的を達成するため次の事

業を行ふ。

一 海外留学僧の派遣

二 その他、前条の目的達成のために必要な事

業

## 第三章 役員及職員

(役員の定数)

第五条 この会に次の役員をおくる。

理事六名以上八名以内（うち理事長一名 常務

理事一名）監事二名

(役員の選任)

第六条 理事長は、善光寺代表役員をもつて充てる。

2. 常務理事は、理事の中から理事長が選任す

一 佛教界代表

二 学識経験者

三 善光寺檀徒代表

4. 監事は理事会において選任する。

5. 理事長は顧問を推戴し、参与を委嘱する事が出来る。

(役員の職務)

第七条 理事長は、この会の事務を総理し、この会を代表する。

2. 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基き事務を処理する。

3. 理事は、理事会を組織し、この会の業務を議決し執行する。

4. 監事は、会務を監査する。

(役員の任期)

第八条 役員の任期は三年とし、再任を妨げない。

- 二、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第九条 役員は無給とする。

(職員)

第十条 この会の事務を処理するため幹事をおく。

- 一、幹事は、理事長が任免する。

第四章 会計

(経費の支弁)

第十二条 この会の事業遂行に要する経費は、基金から生ずる果実及び寄付金をもつて充てる。

(事業計画及び予算)

第十三条 この会の事業計画及び、これに伴う収支予算是毎会計年度前に理事長が編成し、理事会の同意を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第十四条 この会の決算は、毎会計年度終了後一ヶ月以内に理事長が作成し、事業報告とともに監事の意見を付し、理事会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第十四条　この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第五章　補　則

(細　則)

第十五条　この会の運営についてその細則は、理事会の議決を経て別に定める。

# 宗教法人善光寺海外留学僧派遣育英会規程

第一条　宗教法人横浜善光寺海外留学僧派遣育英会規程に基づくの細則を定める。

第二条　海外留学僧の派遣先は当分の間次による。

- Watpaknam. Bhasichareon Bangkok.
- Zen Center of LosAngeles. 905 Normandie Ave. LosAngeles Calf. U.S.A.

第三条　海外派遣の人数及び期間は、諸般の事情を斟

酌し理事会において決定する。

第四条　海外留学志望者は、次の書類を本会宛提出しなければならない。

- 一　保証人と連署した願書
- 二　卒業証明書
- 三　本会の指示によるレポート

第五条　海外留学僧は、理事会の選考を経て理事長が決定し、その結果を本人に通知する。

第六条　海外留学僧には、派遣先までの往復旅費及び

一、この規程は、昭和五十九年一月十五日から施行する。  
二、この会当初の会計年度は、第十四条の規定にかかる規程施行の日から翌年三月三十一日までとする。

付　　則

派遣先における滞在に要する必要経費を支給する。

三、その他、留学僧として修学を続け得ざる状況の生じたとき

第七条 海外留学僧は、毎年度末に修学状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

第八条 海外留学僧が次の各号の一に該当すると認められたとき、理事会は派遣先の責任者の意見を徴して海外留学僧としての遭遇を停止する。

一、健康を害し、その他身体の理由により、修学を継続し得なくなつたとき

二、修学の意欲を失ない、留学僧として不適当な行為があつたとき

一、この細則は昭和五十九年一月十五日より実施する。

両大本山貫首猊下を名誉顧問に推戴する。  
顧問には、左の方々を推戴する。

顧

問

駒沢大学総長

桜井 秀雄

善光寺開基家 株式会社ナリス化粧品社長 村岡有尚  
善光寺檀徒総代 伊藤建築研究所々長 伊藤喜三郎

タイ国・ワット・パクナム住職 プラ・タンマテーララ  
チヤマハームニ

第九条 海外留学を終えた場合、留学僧は理事長あて報告書を提出しなければならない。

第十条 海外留学僧は、帰国後、本会とよく連携を保ち将来有為な人材となるべく適切な指導助言を受けるものとする。

第十二条 この細則の実施について、さらに必要な事項は別にこれを定める。

付 則

ロスアンゼルス禪センター主管

仏真寺住職 前角 博雄

世界仏教徒連盟本部(バンコク)事務次長 小谷亀太郎

ニューヨーク州立大学教授

伊藤 博

## 左の方々を参譽に委嘱する。

参 譽

日本パクナム会会长

石附 周行

前大本山總持寺國際部長

西村 輝成

曹洞宗開教振興協議会委員

小笠原隆元

曹洞宗開教振興協議会委員

松永 然道

法類代表(桐谷寺住職)

黒田 純夫

富士銀行上大岡支店長

平林 實

役職員は次の通りである。

役 員

理事長 善光寺住職

黒田 武志

常務理事 宝泉寺住職

佐藤 俊明

第一号選出 大本山總持寺祖院監院

鷺見 透玄

本寺・光真寺住職

黒田 俊雄

駒沢大学副学長

奈良 康明

駒沢女子短期大学教授

東 隆真

第三号選出 防衛医科大学校教授  
監事 西島産婦人科病院院長  
監事 仲田会計事務所所長

職 員

中村 治雄

西島 一郎

仲田 清祐

新美 昌道

今年は準備期間とし、第一回留学僧の派遣は来春とする。  
なお、派遣先はタイ国ワット・パクナムとする。

